

令和3年1月27日

瀬戸内市議会議長
日下 敏久 様

瀬戸内市議会議員
岡 國太郎

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和3年1月25日(月) 10時～17時
研修会名	(株) 地方議会総合研究所主催セミナー 議員・職員のための定数・報酬問題とコロナ禍における 議会改革のあり方を考える 講師 土山希美枝氏(龍谷大学教授) 1. 定数・報酬問題とその「本質」を考える 2. コロナ禍と地方議会改革
開催場所	オンライン参加 (実施会場 京都テルサ東館3階「D会議室」 京都府京都市南区東九条下殿田町70番地)
研修目的・ 内容	研修1. 定数・報酬問題とその「本質」を考える 「定数・報酬問題」の本質を考える際、「議会というシクミ」から考える視点が必要。 その1. 定数を考える視点……「議会」とは「議論による意思集約を以て決断をするところ」であるから定数は、 <u>合議制を満たす条件と代表制の条件を整える</u> 視点が必要。 すなわち、「合議制を満たすための定数の条件」としては「一定時間内に実りある議論ができる人数」×「受任委員会の数」……例えば5時間あれば一応の話し合いができる人数とすると「受任委員会の人数」は最低4～5人が必要。3人以下だと一人欠席すると議論にならなくなるから。 「議員の代表制を満たす定数の下限条件」としては「その地域の多様な意見が必要十分に反映できる人数」という視点があげられる。

研修目的・
内容

その2.「議員の働き方」から報酬を考える視点
議員という職業は、「非常勤」？「ボランティア」？「専門性」？「市民性」という視点があるが、報酬を考える一つの例として上げられた方式が注目された。

京都市議会を例として議員報酬を考える際に、議員定数（京都市は69人）の人数分の京都市職員のうち市長をはじめとする給与額の高い順の69人分の給与積算した額を参考にして決めるという考え方が披瀝された。ただし、この方式だと小自治体の議員報酬はかなり高額になるので注意を要するとのことだった。

今回のセミナーで講師が定数・報酬やコロナ禍の議会のあり方を考えるうえで強調されたのは「政策議会」ということだった。

ここで云う「政策議会」とは

「政策議会」の対語は「追認議会」（執行部案を追認するだけの議会）である。すなわち、議会として議員としての論議が尽くされている状況にあるかが問われている。

早稲田大学のマニフェスト研修所によるアンケートによれば、地方議会・議員は「あってもなくてもよい」という答えが50%あるとの結果を踏まえ、市民が議会や議員が何をしているのかを「見える化」することが喫緊の課題である。市民の理解がなければ、議員定数・報酬を論じても始まらないともいえる。そこで議会は必要不可欠な「政策・制度」を実現することで初めて市民の信託に応えることができることを改めて認識する必要がある。しかしながら、「政策・制度」を整備するための課題は「無限」であり、その整備をするための「正解」はないことも議員としてしっかり自覚しておく必要がある。そうした条件下で「何が必要不可欠な制度か」を自問自答して論議を尽くすことが「政策議会」と言える。また、政策実現のために「必要不可欠」以上のことをすると「税金の無駄使い」と指弾され、「必要不可欠」以下のことにとどめると、「権力構造」との指摘を受けることにも十分留意する必要がある。

すなわち、「議員定数・報酬」を考えることは「政策議会」を追い求めることに他ならないとの指摘があった。そのためにも「市民の納得と理解」が得られるよう「可視化」に努めるべきである。

研修2. コロナ禍と地方議会改革

(1)「ゆっくりとやってきた災害」としてのコロナ禍

コロナ禍は、被害が長く、誰もが被災者になりえるものであり、「自分に被害をもたらすのは人の姿をしてやってくる」との認識から分断につながることを認識する必要がある。

(2)「対面で話し合えない」状況と議会の対応

「対面で会えない」状況に対しては代替手段を講じる必要がある。代替手段として、オンライン会議があるが、議会の場合オンラインとした場合、「出席」のとらえ方も再考する必要がある。

	<p>る。地方自治法第113条には「普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあるが、この場合の「出席」についての定義、すなわちオンラインでも「出席」とするか否かについて確認しておく必要がある。</p> <p>(3) コロナ禍において議会として果たすべき役割</p> <p>一例として、議会報告会は各地で中止されている場合が多いが、それは「なぜか」と真剣に考える必要がある。すなわち議会報告会は何のためにあるのかについて考えてみた場合、「必要不可欠」ではないから中止もやむを得なかったのだろうか。</p> <p>その視点からもやはり研修1にも挙げられた「政策議会」の視点が不可欠であろう。</p> <p>すなわち、議会が「信頼を得る」「信託／負託に応える」とはということかを真剣に議員間で議論する必要がある。そのためにも「議会として」どう市民と向き合うかが問われているのである。</p> <p>(4) 議会の活動を伝え、市民との関係を構築するために</p> <p>市民に対して「議会はなにをやっているのか」をより積極的伝えなければならない必要性に駆られていることを自覚すべき。そのうえで Public Relation としての広報の見直し。並びにコロナ禍下での「市民との対話の機会」を設定することが求められている。</p>
<p>所 感</p>	<p>土山希実枝講師の、まさに「立て板に水」のごとき歯切れのよい講演に引き込まれる思いだった。今回の講演の「定数・報酬」問題は、人数並びに金額の設定という単視眼的視野で論じるのではなく、議会、議員の本質を見極めた上での議論とすることの重要性を改めて示されたことは斬新な視点となった。講師の云う目指すべきは「政策議会」であり「追認議会」に墮することなく、議員一人一人が「必要不可欠な政策・制度」とは何かを常に意識しておくことから始まるとの啓示を受けた思いである。</p> <p>また、コロナ禍下での議会の果たすべき役割を考えることは、上述した「政策議会」とは何かを常に意識することを再確認させられた。もちろんコロナ禍での種々の代替案を構築することは大切だが、市民とのコミュニケーションや議会や議員の活動の実態を見える化を図る重要性についても大いなる刺激を受けた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

